

新潟市若手料理人研修支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、新潟市若手料理人研修支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 料理人の育成に意欲的な飲食店等に対し、若手料理人が先進的な取組や調理技術の向上について学ぶ研修を受ける際の費用を補助することで、料理人の地域の食材や食文化への理解及び調理技術の向上を図り、もって本市の食の魅力のさらなる向上と発信力の強化につなげ、産業の活性化等、創造的なまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「若手料理人」とは、次のいずれにも該当する者をいう。

- ① 第9条第1項に規定する申請をする時点で、満35歳以下の者
- ② 飲食店等において料理を作る業務に従事している者

(2) 「飲食店等」とは、次のいずれにも該当する店舗をいう。

- ① 日本標準産業分類(昭和24年10月設定)に掲げる次のいずれかに該当する事業を営む店舗
 - ア 大分類M中分類75の宿泊業(細分類7509のその他の管理、補助的経済活動を行う事業所、小分類752の簡易宿所、小分類753の下宿業及び小分類759のその他の宿泊業を除く。)
 - イ 大分類M中分類76の飲食店(細分類7609のその他の管理、補助的経済活動を行う事業所並びに小分類766のバー・キャバレー及びナイトクラブを除く。)
 - ウ 大分類N中分類79小分類796の冠婚葬祭業
- ② 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む店舗でないもの
- ③ 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う店舗でないもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、本市に住所を置く飲食店等が、地域の食材・食文化を活用した市長が認める先進的な取組を行う国内外の飲食店、学校、協会・法人等において行われ、その取組を学び、かつ、調理技術の向上を図る研修に若手料理人を参加させる事業とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる事業は補助対象外とする。

- (1) 国、県その他の地方公共団体の制度による同一目的の支援を受けている事業
- (2) 語学の取得又は資格の取得を主とする事業
- (3) 商談を目的とした事業
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業
- (5) 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行う事業

(補助金の交付)

第5条 この補助金は、補助対象事業を行う、本市に住所を置く飲食店等を営む法人及び個人に対し、交付するものとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる者は補助対象外とする。

- (1) 同一会計年度内にこの補助金の交付を受けている者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象経費及び補助率等)

第6条 この補助金の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項に掲げる経費に該当する額から、消費税及び地方消費税を除いた額を補助対象額とする。

3 第1項に算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

4 市長は、必要があると認めるときは、補助金の額を変更することができる。

(補助対象外経費)

第7条 次の各号に掲げる費用は、補助金の交付の対象から除くものとする。

- (1) 研修と直接関係のない交通費、消耗品費、飲食代、見学科等
- (2) その他補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費

(交付の条件)

第8条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 関係法令等を遵守し、諸手続を遅延なく履行すること。
- (2) 経費の変更（第12条に規定する軽微な変更を除く。）をする場合は、市長の承認を受けること。

- (3) 事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (4) 事業を中止又は廃止する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(交付の申請)

第9条 この補助金の交付を受けようとする者は、別記様式第1号による補助金交付申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たっては、消費税及び地方消費税を減額して交付申請しなければならない。
- 3 第1項の1回の申請における研修参加者は1名とする。

(交付決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、別記様式第2号による補助金交付決定通知書にて補助事業者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第11条 第8条第1項第2号から第3号までの規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第3号による事業変更承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する承認申請があった場合、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、別記様式第4号による事業変更承認通知書にて補助事業者に通知するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第12条 第8条第1項第2号に規定する軽微な変更は、次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助金額の変更で、補助金交付決定額から10パーセントを超えない減額の変更であること。
- (2) 別表に定める補助対象経費における額の変更で、その額が変更前の金額から10パーセントを超えない減額であること。

(事業を中止又は廃止する場合等の報告)

第13条 第8条第1項第4号の規定により市長の承認を受けようとする場合には、あらかじめ別記様式第5号による事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する承認申請があった場合、その内容を審査し、承認すべきと認めるときは、別記様式第6号による事業中止（廃止）承認通知書にて補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第14条 補助金交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了後1月以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、別記様式第7号による事業実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認める場合には、随時事業の経過の報告を求めることができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第15条 市長は、前条第1項に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、これを別記様式第8号による補助金確定通知書にて補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を交付決定された内容以外の用途に使用した場合
- (3) 補助金を交付決定された内容の事業を遂行しなかった場合
- (4) 補助期間内に事業の中止又は廃止をした場合
- (5) その他この要綱の規定に違反した場合

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、別記様式第9号による補助金交付決定取消通知書にて補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、別記様式第10号により補助金返還命令書にて期限を定めて返還を命ずるものとする。

(選定委員会)

第18条 市長は、補助金の交付の決定等この要綱の目的達成に必要な意見を聴くとともに、公平かつ公正に補助事業者を選定するため、新潟市若手料理人研修支援補助金選定委員会を設置する。

2 選定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、これ以前に第10条により補助金の交付決定を受けた者に対するこの要綱の規定の適用については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成30年8月31日から施行し、改正後の新潟市若手料理人研修支援補助金交付要綱の規定は、平成30年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行前にこの要綱による改正前の新潟市若手料理人研修支援補助金交付要綱の規定によりされた申請、手続その他の行為は、この要綱による改正後の新潟市若手料理人研修支援補助金交付要綱の規定によりされた申請、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

別表（第6条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
国外で行われる研修	①交通費・渡航費 ②宿泊費	2分の1	40万円
国内で行われる研修	③受講料等負担金 ④その他市長が必要と認める経費		10万円